

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 特定物質に関する事故時の措置命令 |
| 根拠条例・規則名 | | 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） |
| 条 項 | | 第17条第3項 |
| 所 管 部 課 | | 環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330） |
| 処 分 基 準 | 基 準 （未設定の場合はその理由） | 特定物質が大気中に多量に排出されたことにより、周辺地域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるとき。 |
| | 設定等年月日 | 平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |